資　料　２

◎品川区子ども・子育て会議の概要

１．品川区子ども・子育て会議の役割

品川区子ども・子育て会議は、「こども基本法」および「子ども・子育て支援法」に基づき、区における子ども・若者・子育て施策を調査・審議するための附属機関として、設置している。

２．品川区子ども・子育て会議での審議内容

① こども基本法に規定するこども施策等に関する各事項

〇新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達過程を通じて行われる、こどもの健やかな成長に対する支援・施策にかかる事項

〇子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援・施策にかかる事項

〇家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備にかかる事項

② 品川区子ども計画について調査・審議等

〇品川区子ども計画の策定・変更における調査・審議、意見聴取、計画の進捗状況の確認

〇潜在的なものを含めた子育て・保育・教育・若者支援等の利用に関する意向の把握

③ 子ども・子育て支援法に関する事項

〇特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員を定める際の意見聴取　など

３．品川区子ども・子育て会議条例の改正（令和６年４月1日施行）

【背景 ・ 経緯】

〇令和５年４月１日に「こども基本法」が施行され、区市町村は国の定めるこども大綱を勘案し、「（区市町村）こども計画」を策定することが努力義務とされた。また、計画策定にあたっては、既存の各法令に基づく計画と一体のものとして策定することが可能とされた。

〇これをうけて区は、現行の子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」および、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」の２つの計画を一本化し、子ども・若者・子育て施策を総合的に推進する「品川区子ども計画」を策定することとした。

〇こども基本法では「子ども・子育て支援法」などの個別法に基づき置かれる協議会等を包括しているため、「子ども・子育て会議」の所掌事務・人員を拡充することで、子ども計画にかかる協議体として位置付けることとした。

【改正内容】

①所掌事務の変更

「子ども・子育て支援法に掲げる事項」に加えて、
「子ども基本法に規定するこども施策等に関する事項」、「品川区子ども計画について調査・審議等」を追加。（上記 ２．のとおり）

②委員の増員

子ども・子育て会議の所掌事務が増加することから、現行20人以内としている委員の人数を25人以内とする。

４．会議日程および報告・審議項目

日　程	内　　容
第１回 令和6年（2024年） 5月30日	(１)報告事項 ・品川区子ども・子育て支援事業計画の令和5年度実績報告について ・品川区子ども計画について ＊策定スケジュールについて ＊委員からの自由意見等 (２)その他 ・会議予定について
第２回 令和6年（2024年） 8月予定	(１)報告事項 ・品川区子ども計画について ＊アンケート調査の結果報告策定について ＊素案(第１案)について (２)その他
第３回 令和6年（2024年） 11月予定	(１)報告事項 ・品川区子ども計画について ＊ワークショップ等の実施報告について ＊上記を踏まえた素案(第２案)について (２)その他
第４回 令和7年（2025年） 2月頃予定	(１)審議事項 ・特定教育・保育施設等の利用定員について (２)報告事項 ・品川区子ども計画の最終案について ・令和７年度新規事業について (３)その他

※品川区子ども計画は「品川区子ども・子育て支援事業計画」および「品川区子ども・若者計画」を内包する。